## 議案第52号

## 鳥取県内水面利用調整委員会条例を廃止する条例

次のとおり鳥取県内水面利用調整委員会条例を廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県内水面利用調整委員会条例を廃止する条例

鳥取県内水面利用調整委員会条例(平成15年鳥取県条例第55号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

	改	正	後		改	正	前	
別	月表第1(第2条関 名称 略 鳥取県公益認 定等審議会	調査審 (1) 略 (2) 一般社団法人 する法律及び公益 法人の認定等に関 関係法律の整備等	議する事項  及び一般財団法人に関  社団法人及び公益財団  する法律の施行に伴う  に関する法律(平成18  138条第1項に規定する	別	表第1(第2条関 名称 略 鳥取県公益認 定等審議会	調査を (1) 略 (2) 一般社団法 する法律及び公 法人の認定等に 関係法律の整備	審議する事項 人及び一般財団法人に関 益社団法人及び公益財団 関する法律の施行に伴う 等に関する法律(平成18 第138条第1項に規定する	
					鳥取県内水面 利用調整委員 会		調整委員会条例(平成15号)第2条に規定する事	
	略	略			略			
	略				略			